

牛久第2小学区対象タウンミーティング議事録

開催日：平成29年2月17日 10:00～

場所 本庁舎第3会議室

- 1 市長挨拶
- 2 市側及び区側出席者紹介
- 3 事業報告及び話し合い
 - ① エスカードビルの現況（市長）
 - ② 公共交通対策（経営企画部長）
 - ③ 空き家対策（建設部長）

4 行政区の意見等話し合い

【神谷二区行政区】

神谷二区行政区：6号国道に通じる道路での冠水対策について工事は、当初の予定は終わった。今後これにつながるところに、どのような見通しがあるか説明してほしい。

2番目に、神谷踏切の整備について、今後の見通しがわかれば教えてほしい。

建設部長：神谷二区地区内の道路の冠水対策について、28年度雨水工事を実施し、内径90センチの雨水管を埋設し、区民会館のところまで施工した。長期にわたる工事へのご協力に感謝します。今後は、踏切を渡る、区民会館の道路に雨水管を整備していくのが全体の計画である。下流側が整備を終り、上流側についても引き続き整備をしていく予定である。しかし、雨水管を入れるにあたり、水道管の移設工事の必要があり、県南水道に設計を進めてもらっている。水道管の移設が終われば雨水管を整備していきたい。計画しているのは70から80cm程度の雨水管で、29年度末までに完成させたいとして詰めている。

2点目の神谷踏切の整備については、これまでの回答のとおり非常に制約が多い状況であります。昨年7月に神谷踏切等の拡幅整備時期や条件等について、JRと協議を実施してまいりました。現在、JR水戸支社管内においては、常磐線の福

島県内の震災復旧工事を優先しているため、正式に整備の申請をしても、実施までには、10年近くの期間が必要となってしまいます。また、拡幅や改善が必要な踏切が市内でも複数箇所あるため、引き続きJRと協議を行い、できるだけ早期の整備を順次実施できるよう努めてまいりますので、ご理解をお願いいたします。

【エスカードビル行政区】

エスカードビル行政区：エスカードビルの現状について、説明をいただき、明るいニュースでありありがたい。以前エスカードビルに急病人が出た時に、車を停めるところが無くて、ぐるっと回って地下駐車場入り口で病人を乗せたことがあった。6号線側の一部、樹木が2本くらいあるが、少し垣根を壊してもいいから、そういう駐車場を整備してもらいたい。

進行：事前通告のないお話しなので、この場は承ることとします。

【第2つつじヶ丘】

第2つつじヶ丘行政区：第2つつじヶ丘は市内2番目に高齢化率が高く、高齢になり免許証を返納したあとは交通手段が自転車になる。車道と歩道との段差があり、段差で転んでしまったとの話を聞いた。古い団地でもあり、道路の段差が解消されていないことは大変。買い物を手押し車などでしたときも、高齢の方にとっては段差がある道は辛い。すぐにはできないかもしれないが、歩道と車道の段差を解消することをお願い致します。

牛久二小前の道路では、樹木の根が非常に盛り上がって、歩きづらくなっている。樹木もいらぬかとも思ひ、切ってもらえないかと思う。

建設部長：歩道の段差解消について、横断歩道などで切り下げになっていない、段差10cm程度の場所を確認しました。改良していきたいと思ひます。

牛久二小前の樹木については、現地確認のうえ、対応について方向性を決めて、ご相談させていただきたい。

【つつじヶ丘行政区】

つつじが丘行政区：まちづくり協議会について、前回のタウンミーティングで夏頃やるといわれたが開催されていない。国交省のモデル地区でまちづくりということで、かなり期待される状況で始まったけれど、その後行われず、どうなっているのか伺いたい。6年前にはグリーンロード構想、塀まではずして各家庭が見やすくなるようなことをやるので、場所を決めてくれというので、検討したが、いつの間にか無くなってしまった。その後はアザレア構想というのが出てきたが、それもなくなった。いよいよ3度目のまちづくり協議会、国土交通省のモデル地区で、日本では4か所、近くでは埼玉県志木市モデル地区でスタートしますよと、我々住民、今度は本当に何とかなるのだという期待感を込めていたが、結果的には実施されていない。いつも途中で終わってしまうという気持ちでいる人が多い。今後はどうするのか、3回目ですから、ここで本気度をだして、進めてもらいたい。

2点目は、他でも出ていたU字溝、予算がなかなかということのようですが、予算は当然取ろうとしなければいつまでたっても取れない。中長期計画を立てていただいて、一気にではできなくても、例えばつつじが丘は何番目だと、それはいつごろか、目標を示してくれたら待てる、期待できる。

牛久二小の防災探検隊での、道路のチェック項目に、道路がバリアフリーになっているかどうかという項目があったため、確認をしたところ、蓋はかかっているが高い、しかも蓋が壊れているところもある。子どもたちからも3か所指摘された。このようなこともあり、やはり計画を立てて、順番でやっていかないと、いつまでたってもできないのではないかと思う。私が見ても、蓋がないところや、でっぼっているところがあり、みすぼらしい、貧弱な団地に見える。計画を立てて実施していただきたい。

建設部長：前回のタウンミーティングで、協議会を開催するとお話しをさせていただきましたが、現実的にはまだ開かれていない状況です。この場をお借りしてお詫びしたい。この、まちづくり協議会については、これからの高齢化社会において、健康で元気であり、高齢者にやさしいまちづくりが求められている。暮らしやすいまちづくりを実現するために、必要な方策を提言としてまとめていくものである。平成25年度に、二小地区のまちづくり協議会を立ちあげた。社会実験として活動

を進めてきており、二小地区社協に活動の協力をいただきながら、平成26年10月より、交流空間を創出するための、子育てサロン、移動販売などを行ってきております。また、空き家についても、この地区において、空き家の売買や賃貸により、定住促進を図る試みとして、空き家の耐震性や老朽化など、住宅診断を行ったが、最終的には売買審査にまでは至らなかったということがあった。このような社会実験の成果などを取りまとめる会議として協議会を開催したいと思う。3月を目処に開催の調整をしているところである。

U字溝については各行政区からたくさん要望をいただいているところである。U字溝に蓋をかけて、段差の無いものにするには、U字溝を入れ替えて道路の段差を解消しなければならない。それらの工事をやるためには、数年かかるため、単年での対応は難しい。計画的な整備ということについては、全庁的に協議が必要ではないかと考えている。

つつじが丘行政区：まちづくりに関しては、ある程度、住民がモデル地区になったことを納得する、期待するようなかたちに、今の状況ではならないように思う。真剣にお願いしたいと思う。

第2つつじが丘行政区：U字溝については、平成24年度からお願いしているが何も具体的に出てきていない。

つつじが丘行政区：その辺も踏まえて、中長期的な計画を立ててやっていただきたい。

【田宮行政区】

田宮行政区：民生児童員の選任と処遇の改善について、各区長は委員の引き受け手がなく大変苦勞されています。現在の委員は業務も新たに増え、児童虐待や児童の生活環境保護等、また生活困窮者、年々増加していく高齢者の見守りなど業務範囲も対象者も増え続けています。牛久市としてできる民生児童委員の選任方法、身分保障や処遇改善などを是非ご検討いただきたい。

茨城県全体でも約40人欠員となっている。担い手の年齢の90%以上は60歳以上。引き受け手が段々減ってきている。このままでは民生委員の制度そのものが崩壊してしまうのが目に見えている。県の資料によると、民生委員の活動日数は

3日に1回、高齢者の訪問回数は2.5日に1回くらいの訪問と聞いている。田宮でも民生員の4人のうち2人は、次回遠慮したいとの話を受けている。その辺を市側としてどのように考えているのかをお伺いしたい。

保健福祉部長：昨年12月1日に新しく民生委員の改選させていただき、行政区の皆さんには委員の選出にあたりご協力いただきありがとうございました。牛久市の民生委員については定数が123名、定員が前回より3名増となった。12月1日現在に委嘱をさせていただいたのは109名の方に委嘱させていただいた。その後、各行政区にご協力いただき、新たに8名の方に3月1日に委嘱をする予定です。合わせて117名で、定数に比べて6名の不足が生じている実態がある。このような状態は牛久市だけでなく、全国的な問題となっている。年齢として、新任の方の場合は65歳未満、継続再任の場合は75歳を超えないようにという基準がある。今の社会情勢では、年金との接続の問題があり、65歳あたりのかたは、まだまだ働いていることもあり、各市町村で大変困っている状況である。県の福祉事務所長会議にて、県の方に選任基準を変えたらどうかということを議論する予定である。年齢基準を含めた改善要望を行っていく予定です。

田宮行政区：報酬がなく、活動費だけを得られている状況である。市として、報酬をあげてみてはどうか。処遇を含めて市には検討していただきたい。

保健福祉部長：ただ今の処遇改善について、活動費については、少しでもという思いはございます。H29年度の予算では、若干の改善をさせていただく形で考えている。

田宮行政区：市道23号線の道路工事の進捗状況と完成後の通学路の安全確保について、現在、田宮・中柏田線と6号線との交差点が、朝夕かなり渋滞している。この影響で、通学路になっている薬師寺の裏の道が、朝夕抜け道となっており、交通量が増え、特に子どもたちの登下校時に非常に危険な状態になっている。

現在、青果市場前の工事が行われていますが、田宮・中柏田線までの接続完了はいつ頃になるのか。また、青果市場前の工事が完了すれば、その部分だけでも開通するのか。横断歩道、信号機の設置などどのようになるのかお聞かせください。

建設部長：市道 23 号線の青果市場前の状況につきましては、雨水管の埋設が終わり、汚水管の施工を現在しており、3 月には終わる見込みである。さらに、下水道工事が終われば、道路本体工事に入っていく予定である。道路工事については 9 月頃の完成を予定しており、開通の形態は、洋ちゃん食堂前の市道 697 号線に接続し、丁字路形状で供用いたします。横断歩道を 3 か所設置し、市道 23 号線を一時停止といたします。信号機は、その先の整備に合わせ十字路形状になった際に設置する予定となっております。また、公園の北側の斜めに接続している道路は、交差点の真ん中へ接続されることから警察との協議により通行止めとし、代わりに公園の西側に道路の付け替えを行います。

全線の開通時期につきましては、現段階においても必要な家屋移転等が複数箇所あり、さらに 3 から 4 年程度かかる見込みです。今後も引き続き、工事へのご協力をよろしくお願いいたします。

田宮行政区：五差路のところは、子どもたちの通学路になるので、全線開通するまで、新しい道路を通行止めにするには可能であるか。裏道から抜ける薬師寺のところが車の通行量が多いので、また通行量が多いため、全線開通するまで、車の流れを止めることは可能か。

建設部長：23 号線が整備されるが、開通にあたって、どのような安全対策がとれるかということは、警察の指導等を仰ぎながら、十分検討をしていく。

教育部次長：通学路については、学校が P T A 等保護者と協議のうえ決定しております。決定にあたっては、横断歩道や信号機等の設置場所を考慮し児童が安全に通学できる通学路を選定して参ります。

田宮行政区：最後に 2 つ、要望事項をお話ししたい。回答は知らない。6 号線が多いが、横断歩道の白線が見えないところが増えてきたので、引き直しをお願いしたい。また、2 つ目として、第 2 小学校の大のトイレについて、全て和式である。洋式への改修をお願いしたい。また、トイレのドアが内開きになっているため、外開きにするトイレの改修をお願いしたい。

【本町行政区】

本町行政区：懸案の建築途中で 20 年以上放置されている空き家対策の進捗状況をお聞かせ頂きたい。この件については、平成 28 年 10 月に山本伸子議員から橋本知事あてに要望書が提出されている。

建設部長：建築にあたり、途中で止まっているということで、県の建築指導課に対し、土地所有者への是正指導をするように依頼をしている。市独自の対応として道路占用違反の指導として、歩道上を占用する足場の撤去要請を継続しているところです。現状としては、今のところ変化がないという状況である。土地と建物の所有者の定期的な確認をしているが、所有者が第三者に売却したため、所有者に代わっている。第三者に対しても、同様な話をするように進めている。弁護士と相談しながら、民法での裁判ということも進めていく考えである。危険な建物という話もあり、弁護士を通じて、一級建築士に現状を判断していただき、その判断結果によって、対応をしていく。危険の度合いを判定して、前面の市道に資材が落下する恐れがあれば、牛久市の管理している道路の妨害排除請求をし、それが確定すれば、市が除去する手立ても考えられる。一方で、建物に危険性がない場合には、前面の市道に飛び出ている足場に対して、妨害排除請求の手続きを行っていく方法もある。この方針を持ちながら、弁護士との相談しながら具体的な手続きを進めていく。

本町行政区：そのような手続きを踏まないと、行政代執行というところには、至らないということか。

建設部長：やはり他人の持っているものを、市が強制的に排除するためには、そのような手続きを踏まないといけない。

本町行政区：知事あての要望書についてはどうか。

建設部長：担当している県南県民センターからは、具体的な話はいただけてはいない。

本町行政区：山本市議から県知事あてに要望を出しているのだが、その進捗状況については、山本市議がつかんでいるのでしょうか。

建設部長：私どもから進捗状況について山本市議と話したことはない。

本町行政区：この件について、部長に山本市議から相談を受けたことはないか。

建設部長：山本市議からは、どのような状況かという話があり、お答えをしている。

本町行政区：本町は立地条件が駅に近く、かなりのたばこのポイ捨てがある。ごみの9割がたばこの吸い殻である。吸い殻だけでなく箱も捨てていくことも増えている。たばこのポイ捨てに対する条例等でうまくいっている事例などあればお教えいただきたい。

環境部長：たばこのポイ捨て条例の制定について、現在、牛久市の環境美化の推進に関する条例の中で、歩行中に喫煙しないように努める、吸い殻を投げ捨てることなく適切に処理しなければならない、という規定がある。これに基づいて運用をしているが、現段階では、ポイ捨てに対して特化した条例を制定するという予定はない。ポイ捨てについては、行為者を特定するのが難しく市としても苦慮しているところである。ポイ捨てに対する、駅前のキャンペーンを行っており、西口まで広がるような形で、朝の通勤客に対して、キャンペーンによる啓発に努めていく。近隣の自治体でも指導員の巡回等をしているが、すぐに元に戻ってしまうということで、対応に苦慮している。